

山陽小野田市立山口東京理科大学

飼養管理業務委託仕様書

山陽小野田市立山口東京理科大学の動物飼養施設における飼養管理業務については、業務委託契約書に定める事項のほか、この仕様書に基づき業務を実施するものとする。

この仕様書は、飼養管理業務の概要を示すものであるが、現場の状況に応じて軽微な部分は、本仕様書に記載のないものであっても受託者の業務の範囲内と思慮される作業及び管理上必要と認められた作業は、受託者と協議のうえ、委託金額の範囲内でその都度実施するものとする。

第1 一般事項

1. 業務名称

山陽小野田市立山口東京理科大学飼養管理業務委託

2. 契約期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

但し、契約期間満了の日の3ヶ月前までに、委託者又は受託者のいずれかからも何かしらの意思表示がない時は、期間満了の日の翌日から1年間契約を更新することとし、最長3年間（2022年3月31日まで）とする。

3. 実施場所

山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号

山陽小野田市立山口東京理科大学

4. 業務時間

(1) 平日（月曜日から金曜日） 8時30分～17時15分（12時00分～13時00分は昼休み）

(2) 土曜日、日曜日及び祝祭日等による3日以上の日連続及び長期に休日が連続する場合、当該期間中の勤務体制及び業務内容については、事前に委託者と協議を行い決定する。

5. 業務従事者の技術水準

別紙1を参照のこと

6. 対象動物種及び数量（最大ケージ数）

(1) SPF区域

ケージ数 マウス882ケージ、ラット75ケージ

(2) 準SPF区域

ケージ数 密閉ボックス型の飼育装置：BBH 32ケージ

(3) CV区域

ケージ数 マウス882ケージ、ラット75ケージ

7. 業務内容

(1) 飼養施設管理業務

- ① 施設及び動物の使用に関する受付及び管理（業務日誌の作成）
- ② 飼育室内の温度、湿度、室圧等の飼養施設環境の確認、記録と設備・器材の保守点検
- ③ 飼育動物数の集計
- ④ 動物の搬入及び搬出
- ⑤ 飼育資材、消耗品等の受取り、搬入及び在庫管理
- ⑥ 飼養施設の清掃及び消毒
- ⑦ 廃棄物等の管理

(2) 飼養管理業務

- ① 給餌、給水、ケージ交換、飼育機器の清掃及び消毒
- ② 動物の一般状態観察、異常個体の保管及び連絡
- ③ 汚物等の処理及び搬出
- ④ 微生物モニタリング用マウスの作製及び搬出

(3) 洗浄管理業務

- ① 飼育器材等の洗浄、消毒及び滅菌
- ② 床敷詰め
- ③ 洗浄滅菌器材及び消耗品の在庫管理
- ④ 滅菌・洗浄機器の点検及び清掃
- ⑤ 給水ノズル等の洗浄
- ⑥ 洗浄室関連区域の整理整頓、清掃及び消毒
- ⑦ 作業着等衣類の洗濯、乾燥
- ⑧ 廃棄物（汚物床敷や実験ごみ等）の搬出
- ⑨ 履物の交換、洗浄及び消毒

(4) 動物実験補助作業

8. 業務の引継ぎ

(1) 業務開始時の引継ぎ

- ① 受託者は、履行開始日から円滑に業務が行えるようにすること。
- ② 受託者は、業務開始前に業務従事者の氏名、経歴を記載した書面及び資格を証明するものを委託者に提出すること。
- ③ 業務従事者がやむを得ない理由により勤務できない場合は、速やかに代行者（本学勤務前48時間以内において他の飼養施設に入館していない者）を勤務させること。

(2) 業務終了時の引継ぎ

- ① 契約期間の満了又は契約の解除により業務を終了することとなった場合には、受託者は、委託者の定める期間内に、新たに業務を行うこととなった者に対し、業務一切に関して円滑に引継ぎを行うこと。
- ② 引継ぎ期間は、1週間とする。
- ③ 引継ぎに要する経費については、委託者は一切負担しない。

9. 経費負担区分

業務に要する飼料、消耗品及び光熱水費は、全て委託者が負担するものとする。
ただし、業務従事者の作業着及び社員証は受託者が負担するものとする。

10. 留意事項

- (1) 受託者は、この業務委託の遂行に当たり業務従事者に当動物実験施設の目的、意義等をよく理解させ、かつ、動物実験施設の環境衛生保持に十分留意し、研究活動に支障の生じないようにすること。
- (2) 業務従事者は、本学において定められた諸規則を遵守し、各作業手順（別紙2）に従い安全に作業を行うこと。
- (3) 業務従事者は、飼養管理業務従事中は社員証を必ず胸に着用すること。
- (4) 受託者は、業務従事者が本学の諸規則及び本仕様内容等に違反した場合、業務従事者の勤務態度、言動等により動物飼養施設内の秩序等を乱す恐れがあると判断した場合は、委託者に業務従事者の交代を求めることができる。
- (5) 受託者は、業務従事者の健康管理に十分な注意を払うこととし、次の事項については、委託者と受託者が別途協議して実施するものとする。
 - ① 業務従事者の予防接種に関すること。
 - ② 感染症疾病者の就業禁止に関すること。
- (6) 委託者は、受託者の書面による事前の同意を得た場合に限り、本業務の一部を第三者へ委託することができる。
- (7) 前項に基づき、第三者へ再委託する場合、委託者は、本契約で自身が負うと同等の義務を当該第三者にも負わせ、その履行を保証する。
- (8) 施設運営が予定通りに実施されなかった場合、委託者は、違約した日数分の契約金の支払いを拒否できる。
- (9) 受託者の重過失や故意により、動物実験施設の設備、機器、備品の損害が発生した場合は、弁償すること。
- (10) 本件の業務に関する記録類は、整理保管し、委託者に引き渡すこと。
- (11) 受託者は、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らしてはならない。本業務を退いた後も同様とする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項、又は規定事項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度委託者と受託者が協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

以上

別紙 1

業務従事者の技術水準

1. 業務統括飼養技術者が満たすべき条件（1名以上）

- (1) 業務統括飼養技術者は、公益財団法人日本実験動物協会の実験動物技術者2級以上又は公益財団法人実験動物中央研究所の動物実験初級技術士の資格を有する者で、実験動物施設において1年以上の実務経験を有し、労務管理能力を有する者とする。
- (2) マウス及びラットの取り扱い操作全般、飼養管理技術の指導が出来る者。

2. 全ての飼養技術者が満たすべき条件（2名程度＋業務統括飼養技術者）

- (1) 飼養技術者は実験動物を適切に維持・管理できる能力を有し、維持・管理上の支障が生じた際には、適切な対応が可能な専門的知識及び技術を有する者とする。
- (2) 実験動物福祉や遺伝子組換え生物の取扱いに関する関連法規及び実験動物の品質管理（微生物学的統御、遺伝学的統御、環境要因の統御や栄養学など）に関する知識を有する者とする。
- (3) 大型高圧蒸気滅菌器に関する基礎知識を有し、操作が行える者とする。
- (4) 動物室及び飼育器材の消毒操作及び消毒薬に関する知識がある者とする。
- (5) Windowsコンピュータを利用（エクセル及びワード）し、データ入力ができる者とする。
- (6) 飼養技術者の内、1名以上は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者とする。

別紙2

各作業手順

第1 飼養管理を行うにあたっての留意事項

- (1) 同一日におけるSPF区域（準SPF区域の検疫室を含む）とCV区域の業務従事者は別々の者が当たり、原則として両区域は兼務できないものとする。
- (2) SPF区域（準SPF区域の検疫室を含む）での作業後にCV区域への移動は認めるが、逆は認められない。移動する場合は、委託者で決められた動線に従うものとする。
- (3) やむを得ずCV区域からSPF区域（準SPF区域の検疫室を含む）に移動する場合には、管理室内のシャワーにて体を清潔にした後、着替えを済ませてから、エアシャワーを経由して入室するものとする。
- (4) SPF区域及び準SPF区域の場所については、無塵衣、マスク、手袋、ディスポッシュカバー等の着衣を着用してから入室するものとする。また、作業中に手袋が破れた場合は、破れた手袋をはめたままその上に新しい手袋を着用することとし、手を露出させないものとする。

第2 業務内容

1. 搬入業務

1-1 SPF区域への搬入業務

(1) 搬入予定の確認及び飼育準備

受託者は、委託者が作成した週間搬入予定表をもとに、ケージラベル（教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量）を作成のうえ、検疫室において受け入れの準備を行う。

(2) 納品検収

受託者は、委託者が作成した週間搬入予定表をもとに、受入口にて輸送業者から動物輸送箱（以下「輸送箱」という。）を受け取る。輸送箱をパスルーム（P/R室）に運び、アルコール噴霧により輸送箱の表面を消毒したのちに検疫室に搬入する。検疫室にて、納品された動物の検収（教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量の確認）を行う。

(3) BBHボックスへの搬入

受託者は、移動した輸送箱を次の手順で搬入する。

- ① 輸送箱の教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量を確認後、開封する。
- ② ケージラベルの教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量を確認後、輸送箱からケージに動物を移し、併せて健康状態も確認する。
- ③ ケージトップに飼料、給水瓶又は水分補給ジェル等を備え付け、ケージを検疫室内のBBHボックスへセットする。
- ④ 輸送箱内に動物がないことを確認した後、輸送箱を洗浄室へ運ぶ。

(4) 検疫動物の健康状態の確認

受託者は、毎週月曜日に、前週に搬入された検疫動物の健康状態を確認し、委託者にその状況を報告する。

(5) SPF飼育室への搬入

受託者は、検疫室にて所定の検疫期間が終了した動物を、委託者の指示にもとづき次の手順でSPF飼育室へ搬入する。

- ① BBHボックスから飼育中のケージを取り出し、ワークベンチでSPF飼育室用のケージに動物を移し替える。
- ② ケージをSPF飼育室へ搬入する。
- ③ 給水瓶自動給水のノズルが正常に作動することを確認後、ケージを飼育ラックへセットする。
- ④ 使用済みケージ、ケージトップ、給水瓶等は、パスルームに搬出する。

1-2 CV区域への搬入業務

(1) 搬入予定の確認及び飼育準備

受託者は、委託者が作成した週間搬入予定表をもとに、ケージラベル（教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量）を作成のうえ、CV飼育室において受け入れの準備を行う。

(2) 納品検収

受託者は、委託者が作成した週間搬入予定表をもとに、受入口にて輸送業者から動物輸送箱（以下「輸送箱」という。）を受け取る。輸送箱を前室に運び、アルコール噴霧により輸送箱の表面を消毒したのちに、納品された動物の検収（教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量の確認）を行う。

(3) CV飼育室への搬入

受託者は、移動した輸送箱を次の手順で搬入する。

- ① 前室からCV飼育室に輸送箱を移動する。
- ② 輸送箱の教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量を確認後、開封する。
- ③ ケージラベルの教員氏名、系統、雌雄、週齢、数量を確認後、輸送箱からケージに動物を移し、併せて健康状態も確認する。
- ④ 自動給水のノズルが正常に作動することを確認後、ケージを飼育ラックへセットする。
- ⑤ 輸送箱内に動物がないことを確認した後、輸送箱を洗浄室へ運ぶ。

(4) 動物の健康状態の確認

受託者は、毎週月曜日に、前週に搬入された動物の健康状態を確認し、委託者にその状況を報告する。

2. 飼育業務

2-1 SPF飼育室の飼育業務

(1) 飼育環境及び設備の作動状況の確認

飼育環境及び設備の作動状況の確認を実施する。

(2) 給餌・給水

- ① 更衣室A室又はB室にて専用衣に着替え、エアシャワーを行い、準備室に移動する。
- ② 準備室にて、飼料、交換分のケージ、ラックフィルター等必要なものを準備する。
- ③ 準備室からSPF飼育室に移動する。
- ④ ケージ越しに動物を確認し、摂餌・摂水の状況を確認する。

- ⑤ 餌の点検を行い給餌する。飼料は1週間で食べきる量を入れる。
 - ⑥ 自動給水ノズルの水量と漏水を確認し、不具合がある場合はノズルを交換する。
 - ⑦ 「特殊飼料投与中」のカードが付いているケージには通常の飼料は投与しない。
- (3) 動物の観察とその記録
- ① 飼育動物の計数を行い記録する。
 - ② 飼育動物の様態を随時観察し健康状態を記録する。異常行動、異常姿勢の個体が発見された場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従う。
 - ③ 離乳したてのマウスは、水分が補給できるようになっているか注意して確認する。
- (4) 温湿度の管理とその記録
- 飼育室等が適温適湿であるか、各室の乾湿計により点検し記録する。温度湿度に異常が生じた場合は、直ちに委託者に報告する。
- (5) ケージ交換、洗浄、滅菌
- ① ケージは原則として週に1度、ケージトップは月に1度交換する。
 - ② ケージを交換する際は、必ず匹数を確認し、動物を新しいケージに移す。
 - ③ 新しいケージにラベルを付け替える。
 - ④ 自動給水のノズルが正常に作動することを確認後、ケージを飼育ラックへセットする。
 - ⑤ 「繁殖中」「利用者飼育管理中」のカードが付いているケージは交換しない。
 - ⑥ 「繁殖中」のカードのないケージで出産を発見した場合は、出産確認シールを貼りケージの交換は行わない。
 - ⑦ ケージ交換終了後、消毒液（ピューラックス500倍希釈液）にて、飼育室の床を消毒する。
 - ⑧ 使用済みケージ類、SPF飼育室から回収した床敷等のゴミは、パスルームへ搬出する。
 - ⑨ パスルームに搬入した使用済みケージ類及びゴミは、洗浄室側（CV区域）のドアからCV区域の業務従事者が取り出し、洗浄室備え付けの専用容器に入れる。この場合、SPF区域の業務従事者はパスルームから洗浄室（CV区域）側に移動しないよう注意すること。
 - ⑩ 業務終了後、SPF区域から退室する際は、パスルームから洗浄室側に退室する。

2-2 CV飼育室の飼養業務

- (1) 飼育環境及び設備の作動状況の確認
- 飼育環境及び設備の作動状況の確認を実施する。
- (2) 給餌・給水
- ① 更衣室C室にて専用衣に着替え、廊下から洗浄室に移動する。
 - ② 洗浄室にて、飼料、交換分のケージ、ラックフィルター等必要なものを準備する。
 - ③ 洗浄室からCV飼育室に移動する。
 - ④ ケージ越しに動物を確認し、摂餌・摂水の状況を確認する。
 - ⑤ 餌の点検を行い給餌する。飼料は1週間で食べきる量を入れる。
 - ⑥ 自動給水ノズルの水量と漏水を確認し、不具合がある場合はノズルを交換する。
 - ⑦ 「特殊飼料投与中」のカードが付いているケージには通常の飼料は投与しない。
- (3) 動物の観察とその記録

- ① 飼育動物の計数を行い記録する。
- ② 飼育動物の様態を随時観察し健康状態を記録する。異常行動、異常姿勢の個体が発見された場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従う。
- ③ 離乳したてのマウスは、水分が補給できるようになっているか注意して確認する。
- (4) 温湿度の管理とその記録
飼育室等が適温適湿であるか、各室の乾湿計により点検し記録する。温度湿度に異常が生じた場合は、直ちに委託者に報告する。
- (5) ケージ交換
 - ① ゲージは原則として週に1度、ケージトップは月に1度交換する。
 - ② ケージを交換する際は、必ず匹数を確認し、動物を新しいケージに移す。
 - ③ 新しいケージにラベルを付け替える。
 - ④ 自動給水のノズルが正常に作動することを確認後、ケージを飼育ラックへセットする。
 - ⑤ 「繁殖中」「利用者飼育管理中」のカードが付いているケージは交換しない。
 - ⑥ 「繁殖中」のカードのないケージで出産を発見した場合は、出産確認シールを貼りケージの交換は行わない。
 - ⑦ 使用済みケージ類、回収した床敷等のゴミは、洗浄室へ搬出する。
 - ⑧ CV飼育室から回収した床敷等のゴミは、洗浄室備え付けの専用容器に入れる。

2-3 検疫室の飼育業務

(1) 飼育環境及び設備の作動状況の確認

飼育環境及び設備の作動状況の確認を実施する。

(2) 給餌・給水・ケージ交換

- ① 更衣室A室又はB室にて専用衣に着替え、エアシャワーを行い、準備室に移動する。
- ② 準備室にて、飼料、交換分のケージ、給水瓶又は水分補給ジェル、交換用フィルター等必要な器材を準備する。
- ③ 準備室から検疫室に移動する。
- ④ BBHボックスから飼育中のケージを抜き取り、ワークベンチ内で新しいケージに動物を移し替える（ケージ交換は週1回）。
- ⑤ ケージトップに新しい給水瓶又は水分補給ジェルを差し替え、餌を補充する。
- ⑥ ケージ交換をした新しいケージをBBHボックスに戻す。
- ⑦ 使用済みケージ、ケージトップ、給水瓶、ゴミ等をパスルームに搬出する。
- ⑧ パスルームに搬出した使用済みケージ類及びゴミは、洗浄室側（CV区域）のドアからCV区域の業務従事者が取り出し、洗浄室備え付けの専用容器に入れる。この場合、検疫室（準SPF区域）の業務従事者はパスルームから洗浄室（CV区域）側には移動しないよう注意すること。
- ⑨ 業務終了後、検疫室から退室する際は、パスルームから洗浄室側に退室する。

(3) 温湿度の管理とその記録

検疫室等が適温適湿であるか、乾湿計により点検し記録する。温度湿度に異常が生じた場合は、直ちに委託者に報告する。

3. 管理業務

次に掲げる管理業務（使用状況の把握、数量の確認、補充、維持保管等）を行う。

ただし、器材等については、公式取扱説明書に指示される範囲で管理するものとする。

(1) 施設で使用する消耗品の管理業務

飼料、床敷、手袋、マスク及び消毒薬等飼育関連物品の常備品の在庫数量を確認し、残り少なくなっている場合は、委託者に不足分を請求する。

(2) 施設で使用する器材等の管理業務

- ① ケージ、床敷、給水瓶等及び器具類をケージ洗浄機等により洗浄する。洗浄後、CV飼育室用の器具類は洗浄室内の所定の棚に保管し、SPF区域の器具についてはオートクレーブ（高圧蒸気滅菌器）を用いて滅菌したうえで準備室内の所定の棚に保管する。
- ② SPF飼育室内にオートクレーブで滅菌できない物品を搬入する場合は、P/A室にてアルコール等の消毒薬を噴霧・清拭して準備室に搬入する。
- ③ P/A室に搬入したオートクレーブで滅菌できない物品は、準備室側（SPF区域）のドアからSPF区域の業務従事者が取り出し、準備室備え付けの棚に配置する。この場合、CV区域の業務従事者はP/A室から準備室（SPF区域）側に入室しないよう注意すること。
- ④ ケージの洗浄後、オートクレーブが正常に動くように清掃、点検整備を行う。
- ⑤ 滅菌済みの床敷材をケージの底に敷き詰め、所定の場所に置く。
- ⑥ ケージ交換日までにケージ交換に必要な器具器材を委託者指定の場所に準備する。

(3) 施設で使用する設備の管理業務

- ① 飼育区域のメディカルロッカー、アングル棚、実験台等をよく洗浄した雑巾と消毒薬を用いて清掃消毒を行う。
- ② 飼育室内の気圧が周辺よりも静圧差で所定の値以上高くなっていることを確認する。
- ③ 飼育区域のスリッパ等履物を洗浄し、滅菌又は消毒を行う。シューズボックスも同時に清掃消毒を行う。
- ④ 電灯等の確認を行い、切れている場合は交換する。
- ⑤ エアシャワークリーンマット、飼育管理区域内の足拭きマットの交換を行う。
- ⑥ 飼育管理区域のシンク、水槽及び手洗い器の洗浄消毒作業を行う。
- ⑦ 飼育ラックの天井、壁、給水配管の清掃消毒を行う。
- ⑧ 排気フィルターの交換を行い、使用済みフィルターを洗浄、消毒、乾燥させ、所定の保管場所に保管する。

(4) 施設の使用に関する受付、管理業務

(5) 動物の使用に関する受付、管理業務

(6) 利用者の管理業務

入退室の管理、利用者の登録・管理等を行う。

(7) 飼育管理費の計算業務

(8) 廃棄物等の管理業務

(9) 施設的环境整備に関する業務

① 施設の清掃、消毒、整理

ア. 飼育管理区域の床面、廊下をよく洗浄したモップと薬剤を用いて清掃消毒を行う。

なお、玄関及び階段の床面は清掃のみとする。

- イ. 飼育管理区域の結露を雑巾又はキムタオル等にて清掃消毒を行う。
- ウ. 飼育ラック及びワゴン台等をよく洗浄した雑巾と消毒剤を用いて清掃消毒を行う。
- エ. 飼育管理区域の排水溝の清掃消毒を行う。
- オ. 作業衣ロッカー、トイレ、シャワー室の清掃を行う。

② 施設において使用した作業衣等衣類の洗濯、乾燥

(10) 各種報告書の作成及び保管

① 業務日報、飼育匹数表等各種報告書を作成し、委託者に報告する。

② ケージの種類毎に使用ケージ数をカウントし記録する。

③ 次の事項について、委託者に報告する。

- ア. 動物施設内における事故、異常に関すること。
- イ. 動物実験倫理に関する事故、違反に関すること。
- ウ. 動物実験の関連法規、委託者の動物実験規程に係る事故、違反に関すること。
- エ. 動物実験に係る自己点検・評価に関すること。
- オ. 飼育管理費に関すること。

(11) 飼養管理業務に関する委託者からの要望への速やかな対応

(12) その他の作業については、受託者は委託者と連絡を取り、その指示に従うこととする。